

山形県立米沢栄養大学学位規程

平成26年4月1日規程第11号
改正 平成30年4月1日規程第15号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、山形県立米沢栄養大学学則（平成26年学則第1号）第19条及び山形県立米沢栄養大学大学院学則（平成30年学則第1号）第32条の規定により、山形県立米沢栄養大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(学位の名称)

第4条 本学の学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「山形県立米沢栄養大学」を付記するものとする。

第2章 学士の学位授与

(学士の学位授与の要件)

第5条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学士の学位授与)

第6条 学長は、卒業を認定した者に学位記を交付して学位を授与する。

第3章 修士の学位授与

(修士の学位授与の要件)

第7条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第8条 修士論文は、1編1通とし、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文には、必要に応じ、参考論文を添付することができる。

3 研究科長は、必要があるときは、当該修士論文に関係のある資料を提出させることができる。

(修士論文等の審査及び試験)

第9条 研究科長は、受理した修士論文の審査を研究科委員会に付託しなければならない。

2 研究科委員会は、研究科の教員のうちから複数の修士論文審査委員（以下「審査委員」という。）を選任し、修士論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究科委員会において必要と認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができるものとする。

4 試験は、修士論文を中心とし、これに関連のある科目について、筆記又は口述により行うものとする。

5 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験を終了したときは、速やかに、その結果を文書に

より研究科委員会に報告しなければならない。

(修士の学位授与の議決)

第10条 研究科委員会は、審査委員の報告に基づき、学位授与について審議し、修士の学位授与の可否を議決する。

2 研究科長は、前項の議決があったときは、氏名、修士論文審査の結果及び最終試験の成績を、速やかに、文書により学長に報告するものとする。

(修士の学位授与)

第11条 学長は、研究科長の報告に基づき修了を認定し、修士の学位記を交付して学位を授与する。

第4章 雑則

(学位授与の取消し)

第12条 学長は、本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学位の授与を取り消し、学位記を返付させるものとする。

2 学長は、本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、学位の授与を取り消し、学位記を返付させることができる。

3 前2項の規定により学位の授与を取り消すときは、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経なければならない。

(学位記の再交付)

第13条 学位記の再交付を受けようとするときは、学長に願い出なければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

学部	学科	学位及び専攻分野の名称
健康栄養学部	健康栄養学科	学士（栄養学）

別表第2

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
健康栄養科学研究科	健康栄養科学専攻	修士課程	修士（健康栄養科学）